

一般社団法人 日本ジュエリー協会会員 倫理規程

この倫理規程は、消費者の利益を保護し、ジュエリーの取引の健全な発展を期するため、会員が遵守すべき基本的事項を定めたものである。

1. 会員は、ジュエリー業界の健全な発展を図り、国民生活の向上に貢献しようとする企業意識のもとに、消費者志向の理念をもって、事業活動を行うものとする。
2. 会員は、関連法令、定款、諸規程及び業界自主基準等を遵守し、ジュエリーに係る取引を公正にし、より良い業界の秩序の形成に努めるものとする。
3. 会員は、消費者に対し、ジュエリーの品位、品質、性能、価格等の内容及び取引条件についての的確な情報を提供しなければならない。
4. 会員は、社内に適切な教育制度を設け、社員に対する教育の徹底を期し、その資質の向上に努めるとともに、当規程の趣旨の徹底を図るよう指導しなければならない。
5. 会員は、消費者からの苦情がないように最善の努力を払うとともに、苦情処理体制を確立し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

附則 本規程は、平成 16 年 1 月 8 日から施行する。

平成 19 年 10 月 11 日 一部改定

平成 22 年 6 月 10 日 一部改定